

○北信保健衛生施設組合理約

	(昭和 44 年 4 月 1 日長野県北信事務所指令 44 北県第 1 号)
改正	昭和 46 年 3 月 30 日 指令 45 北県第 845 号
	昭和 47 年 4 月 1 日 指令 47 北県第 63 号
	昭和 48 年 3 月 31 日 指令 48 北県第 667 号
	昭和 49 年 3 月 30 日 指令 48 北県第 666 号
	昭和 51 年 4 月 1 日 指令 51 北県第 18 号
	平成 4 年 2 月 1 日 指令 3 北信地総第 371 号
	平成 9 年 6 月 30 日 9 北衛第 88 号
	平成 10 年 7 月 1 日 10 北信地総第 184 号
	平成 16 年 12 月 27 日 16 北信地総第 249 号
	平成 17 年 3 月 30 日 16 北信地総第 367 号
	平成 17 年 9 月 30 日 17 北信地総第 158 号
	平成 18 年 3 月 31 日 17 北信地総第 317 号
	平成 19 年 3 月 30 日 18 北信地政第 411 号
	平成 25 年 2 月 14 日 24 北信地政第 190 号
	平成 30 年 3 月 20 日 29 北信地企第 53 号
	平成 31 年 2 月 13 日 30 北信地企第 61 号
	令和 3 年 1 月 29 日 2 北衛第 154 号

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、北信保健衛生施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町及び小布施町（以下「組織市町」という。）で組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ごみ処理施設の設置及び管理並びに廃棄物（ふん尿を除く。以下同じ。）の処分に関する事務（信濃町に係る事務を除く。）
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 10 条に規定する火葬場の設置及び管理に関する事務（小布施町に係る事務を除く。）

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、中野市大字豊津 2508 番地に置く。

(組合の議会)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、16 人とし、組織市町の議会において、その市町の議会議員のうちから中野市にあつては 7 人、山ノ内町にあつては 3 人、その他の組織市町にあつては各 2 人を選挙する。

2 前項の場合においては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 118 条の規定を準用する。

第 6 条 組合議員が組織市町の議会の議員を退職したときは同時にその職を失う。

2 組合議員に欠員が生じたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(組合の執行機関)

第7条 組合に、組合長1人、副組合長5人及び会計管理者1人を置く。

2 組合長は、中野市長の職にある者を、副組合長は山ノ内町長、信濃町長、飯綱町長、小布施町長及び中野市副市長の職にある者をもつてそれぞれ充て、その任期は、その職にある期間とする。

3 会計管理者は、中野市会計管理者の職にある者をもつて充てる。

(監査委員)

第8条 組合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て組合の議員及び識見を有する者のうちから1人ずつ選任する。

(補助職員)

第9条 第7条に規定する者のほか、組合に必要な職員を置く。

(組合の経費の支弁の方法)

第10条 組合の費用は、組合の財産及びその他の収入をもつて充て、なお、不足するときは、別表に定める割合で組織市町が負担する。

2 前項の定めるもののほか、臨時的経費については、組織市町の協議によって別に定める。

附 則

この規約は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月30日長野県北信事務所指令45北県第845号)

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日指令47北県第63号)

この規約は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月31日指令48北県第667号)

1 この規約は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号に規定する事務のうち、山ノ内町に係る廃棄物の処分及び経常費の負担の改正規定については、条例で定める日から施行する。同条第4号に規定する事務のうち、信濃町、牟礼村及び三水村に係る火葬場の管理に係る事務については、昭和48年7月1日から施行する。

2 牟礼村及び三水村に係る火葬場の管理に関しては、この規約施行の日から昭和48年6月30日までの間は、この規約第3条第4号の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則 (昭和49年3月30日指令48北県第666号)

(施行期日)

1 この規約は、昭和49年3月25日から施行する。ただし、第1条北信保健衛生施設組合規約第3条改正規定及び第2条は、昭和49年4月1日から施行する。

(適用期日)

2 第1条北信保健衛生施設組合同規約別表改正規定は、昭和48年4月1日から適用する。
(内払い)

3 改正前の北信保健衛生施設組合同規約第10条の規定に基づき、昭和48年4月1日からこの規約施行の日の前日までの間に、組織市町村が負担した額は、改正後の北信保健衛生施設組合同規約第10条の規定による組織市町村の負担する額の内払いとみなす。

附 則(昭和51年4月1日指令51北県第18号)

この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成4年2月1日指令3北信地総第371号)

(施行期日)

1 この規約は、平成4年4月1日から施行する。ただしこの規約による改正後の北信保健衛生施設組合同規約第8条第2項の規定は、許可の日から施行する。

(経過措置)

2 この規約施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間は、この規約による改正後の北信保健衛生施設組合同規約第8条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則(平成9年6月30日9北衛第88号)

この規約は、平成9年7月1日から施行する。

附 則(平成10年7月1日10北信地総第184号)

この規約は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成16年12月27日16北信地総第249号)

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日16北信地総第367号)

(施行期日)

1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更後の北信保健衛生施設組合同規約(以下「新規約」という。)第10条及び別表の規定の適用については、平成17年度に限り、次のとおりとする。

(1) 均等割 この規約による変更前の北信保健衛生施設組合同規約(以下「旧規約」という。)第2条に規定する組織市町村の数を適用する。この場合において、新規約第2条に規定する中野市(以下「中野市」という。)に係る均等割は、旧規約第2条に規定する旧中野市及び旧豊田村(以下「旧中野市等」という。)に係る均等割とする。

(2) 各事業会計分担金割 中野市に係る各事業会計分担金割は、旧中野市等に係る各事業会計分担金割とする。

(3) 人口割 新規約第2条に規定する組織市町村の平成16年10月1日現在の人口を適用する。この場合において、中野市に係る人口は、旧中野市等に係る人口とする。

(4) 処分実績割 新規約第2条に規定する組織市町村の平成16年9月30日までの1年

間の実績を適用する。この場合において、中野市に係る処分実績割は、旧中野市等に係る処分実績割とする。

- 3 新規約別表の規定による各事業会計分担金割及び処分実績割の基礎となる中野市に係る処分実績は、平成 18 年度に限り、平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの旧中野市等に係る処分実績と平成 17 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの中野市に係る処分実績の合計とする。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日 17 北信地総第 158 号）
（施行期日）

- 1 この規約は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する
（経過措置）
- 2 この規約による変更後の北信保健衛生施設組合格約第 10 条及び別表の規定の適用について、平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間の飯綱町が負担する経費は、この規約による変更前の北信保健衛生施設組合格約第 2 条に規定する旧牟礼村及び旧三水村（以下「旧牟礼村等」という。）が負担する経費を合算したものとし、平成 18 年度の飯綱町が負担する経費算定の根拠となる処分実績割については、旧牟礼村等に係る処分実績によるものとする。

附 則（平成 18 年年 3 月 31 日 17 北信地総第 317 号）
この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年年 3 月 30 日 18 北信地政第 411 号）
この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年年 2 月 14 日 24 北信地政第 190 号）
この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年年 3 月 20 日 29 北信地企第 53 号）
この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 13 日 30 北信地企第 61 号）
この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 29 日 2 北衛第 154 号）
この規約は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

区 分	関係市町	負 担 割 合	
		経 常 費	建 設 費 (建設費の償還金を含む。)
第 3 条に掲げる事務のうち共通に要する経費	中野市 山ノ内町 信濃町 飯綱町 小布施町	均 等 割 100 分の 25 各事業会計分担金割 100 分の 75	
第 3 条第 1 号に掲げる事務に要する経費	中野市 山ノ内町 小布施町 飯綱町	処分実績割 100 分の 100	処分実績割 100 分の 67 人 口 割 100 分の 33
第 3 条第 2 号に掲げる事務に要する経費	中野市 山ノ内町 信濃町 飯綱町	人 口 割 100 分の 100	人 口 割 100 分の 100

(備考) 1 人口割の基礎とする人口は、組合の会計年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日現在の人口として、長野県が「毎月人口異動調査」により公表する数値によるものとする。

2 処分実績割の基礎となる処分実績は、組合の会計年度の初日の属する年の前年の 9 月 30 日までの 1 年間に組合が処分した実績数値によるものとし、新たに処理事業に加入する市町については、その前年の 9 月 30 日までの 1 年間に処分した実績数値によるものとする。